



日本共産党

市議会報告

山形ゆみ子

<連絡先>

ひたちなか市高野 536-5

電話：029-285-3774(自宅)

携帯：090-2528-6163

yamatayumiko@ybb.ne.jp



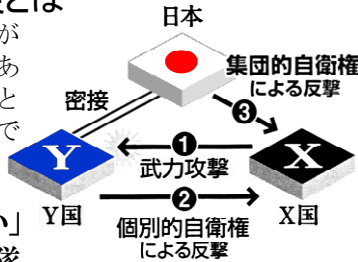
特集

— 集団的自衛権の行使容認 —

「海外で戦争する国」への歴史的暴挙 閣議決定の撤回を！

集団的自衛権の行使とは

→日本に対する武力攻撃がなくとも、密接な関係にあるY国が武力攻撃されたときに、日本がX国に武力で反撃することです。



○「戦闘地域に行かせない」の歯止めをなくし、自衛隊の「戦地派兵」を可能にしたら、かならず攻撃の対象に

→「閣議決定」は、これまで「戦闘地域」とされてきた場所でも支援活動ができるとしていますが、アフガン戦争で「集団的自衛権」を行使して参戦したNATO諸国はおびたしい犠牲者をだしました。→日本がこれまで曲がりなりにも平和だったのは、集団的自衛権を行使せず、ほとんどの国と敵対的な関係をつくらずにきたからです。憲法9条のおかげです。

○日本に対する武力攻撃がなくとも、「明白な危険があれば、他国のために武力行使ができる」ことに

→「新3要件がそろえば、集団的自衛権の行使は憲法上許容される」としています。しかし新3要件がそろっているか判断するのは時の政府であり、政府の一存で、海外での武力行使が歯止めなく広がる危険があることは、安倍首相も認めています。

*新3要件:(1) わが国または他国に対する武力攻撃が発生し、わが国の存立が脅かされ、国民の生命、自由および幸福追求の権利が根底から覆されるおそれがある、(2) 他に適当な手段がない、(3) 必要最小限度の実力行使にとどまる。

○自衛隊は60年間、他国の人を一人も殺さず、一人の戦死者もださなかった。戦後日本のあり方を否定し、「殺し殺される国」にしていのか

→米国の戦争のために、日本の若者の血を流すこと、他国の人に銃をむけることに。日本の失うものはかりしれません。

○国民の声に耳をかさず、与党だけの密室協議で解釈改憲。憲法破壊のクーデターであり許されない

→一片の「閣議決定」で、従来の政府見解を180度転換するなど、立憲主義否定の暴挙です。

○戦争か平和か。良識ある国民の声をひとつに集め、「戦争する国」づくりストップを！ 日本共産党は、平和を願う多くの人々と一緒になって署名活動に取り組んでいます

→集団的自衛権行使容認の「閣議決定」を撤回すること
→集団的自衛権行使のための立法措置をおこなわないこと
→日本国憲法第9条を守り、生かすこと

6月議会が6日から19日まで開催されました。市から提出されたのは、「ひたちなか海浜鉄道株式会社の事業計画及び予算」「平成25年度予算の繰り越し」などの報告事項が15件。専決処分報告が「2月の雹(ひょう)被害に対する農家への支援補助金の追加」など5件。議案の提出は

「西中根JR立体交差橋桁新設工事委託事業の協定」など3件でした。審議の結果、全員が賛成し可決されました。

一般質問で山形議員は、「集団的自衛権行使容認について」「東海第二原発の適合性審査申請をめぐる問題」など、4項目にわたって市の考えを問いました。

集団的自衛権行使について 市長の見解を問う

安倍首相は、日本が「海外で武力行使」ができるように、憲法解釈を変えて閣議で決定しようとしています。時の政権の判断で、勝手に憲法の拡大解釈が可能となれば、際限なく海外

への武力行使・戦争ができる国づくりに道を開くことになり、アメリカの戦争のために日本の若者の血を流すことになります。これまで日本は、アメリカの強い要請にこたえてイラク、アフガニスタン戦争に自衛隊を派遣しました

が、「武力行使はしない」「戦闘地域に行つてはいけない」という歯止め、補給、輸送、医療などの後方支援をおこなってきました。2つの歯止めは「憲法9条」によっておこなわれたのです。アフガニスタン戦争に協力したNATO諸国の犠牲者は21万1000人

です。歴代政府もやらなかった「憲法」の解釈を変えて、集団的自衛権の行使を可能と考える安倍首相の動きについて、市長はどのようにお考えですか。

(注)安倍政権は7月1日、憲法の解釈を変えて集団的自衛権行使の容認を、閣議決定してしまいました。「憲法9条」の下では集団的自衛権の行使は認められないというのが、長年にわたる国会の審議を通じて定着した見解となっていました。

このまま日本は、アメリカの強い要請にこたえてイラク、アフガニスタン戦争に自衛隊を派遣しました

が、「武力行使はしない」「戦闘地域に行つてはいけない」という歯止め、補給、輸送、医療などの後方支援をおこなってきました。2つの歯止めは「憲法9条」によっておこなわれたのです。アフガニスタン戦争に協力したNATO諸国の犠牲者は21万1000人

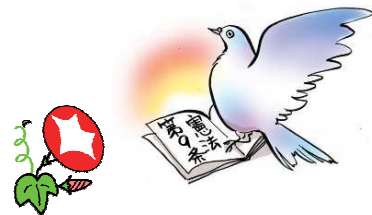
です。歴代政府もやらなかった「憲法」の解釈を変えて、集団的自衛権の行使を可能と考える安倍首相の動きについて、市長はどのようにお考えですか。

市長答弁

この問題において議論されるものであり、地方自治体としてお答えする性質のものではない。しかし、私はこの集団的自衛権の行使は、今後の日本の方向性、世界における日本の在り方に係わるたいへん重要な問題であると認識している。一定の集団的自衛権行使の必要を認めるとしても、制度や権限を運用するのはその時の政府であり、また人間である。まして国際紛争に係わる問題は、より慎重な対応が求められ、またチェック機能を用意することが大切だ。我が国の安全保障環境をどう捉え、またどのような場合に集団的自衛権行使を認めるのか、現法との関わりをどう整理するのにかつ

再質問に答えて

市民の命を守る事は重要であり、国際紛争に至るといことは、なんとしても避けなければならない。それは政治の当然の目標である。



こえ

「漱石と日本国憲法」という講演会に参加した。もし今、漱石が生きていたら、日本国憲法を守ろうと全国を講演して駆け回っているかもしれない」という講演者は、静岡市に住む元高校教師の北野豊氏。漱石の作品は教科書にでてきたが、これまで一度も戦争に反対した人だとは学ばなかった。漱石は伊藤博文の後を受けて、千円札の肖像にもなった人だ。漱石が生まれたのは1867年。明治政府は欧米列強に追いつこうと富国強兵の政策をと

り、徴兵制も公布する。漱石は、「自分の良心に反して人を殺す訓練をさせられる苦痛」多くの人々が軍事訓練や徴兵を、ひたすら従順に受け入れていく「恐ろしい」から、結果として「戦争」「国家主義」を忌み嫌う方向に向かったと北野氏は言う。漱石が活躍したのは1904年から約12年間。日露戦争の最中である。漱石の作品には全編に反戦の主張がみなぎるような作品はない。しかし戦争がいかに愚かなことか、やっつけられないことか、繰り返して書いている。この時代には命がけの言葉だ。漱石の思想はまさに日本国憲法第9条だと、北野氏は漱石の作品や学習院での講演内容を示し、お話しされた。

東海第二原発の再稼働は認められない

福島第一原発の港湾内の海水・護岸地下水の放射能濃度は、過去最高値を更新するなど汚染が深刻化し、領域も拡大しています。

本間市長は適合性審査申請をどういう観点で了承したのでしょうか。

原子力安全協定の見直しは、覚書では規制委員会による適合性審査が済んで、「茨城県や地元自治体に発電所の今後に係わる判断を求める時の前までに」となっています。早期の見直しを求めます。

なお、私としては、30キロ圏内に全国一の98万人もの人たちが居住する地域として、施設の安全性には「絶対」ということはいくらもありません。市民の安全が確保されない限り、再稼働はできないものと認識しています。

福島第一原発事故が発生してから3年も経過しているのに「事態は深刻さを増している」。これが原発事故の真の姿ではないでしょうか。

東海第二原発の30キロ圏内には居間人口で約98万人もの住民が生活していることから、施設の専門的な知見にたった審査・検証がまず必要である。

また施設の安全性については、今後原子力規制委員会における審査状況・経過

東海第二原発は稼働して36年が経ち、老朽化した原発です。しかも30キロ圏内に約100万人が暮らす日本人口密集地にあり、現実的な避難計画もたてられない状態です。東海第二原発の再稼働は絶対認めることができません。

「適合性審査」申請を了承した理由は？

日本原電は5月20日、原子力規制委員会に、東海第二原発の「新しい規制基準での適合性審査」を申請しました。新聞各社は「再稼働に向けた審査申請」と書かれています。

「適合性審査」申請を了承した理由は？

「適合性審査」申請を了承した理由は？

子どもの学びの場 生活の場を豊かに

学力テストは「学び」に役立つ？

全国学力テストの今年度国算は、7億円も増えて61億円に上っています。全国学力テストを中止し、こ

全国学力テストの中止を国に求めること、また、結果を公表しないようにすべきと考えます。

「学び」に役立つ？

この全国学力学習状況調査は、児童生徒の学習状況などの実態を客観的に把握できることから、今後この調査を有効に活用していく。

児童保育の「新基準」への対応は？

児童保育は、共働き・一人親家庭等の小学生にとって

児童保育は、共働き・一人親家庭等の小学生にとって

児童保育は、共働き・一人親家庭等の小学生にとって

		平成23年	平成24年	平成25年
要支援1	認定者	375人	356人	481人
	利用者	228人	201人	244人
要支援2	認定者	667人	798人	827人
	利用者	467人	533人	530人

介護予防、要支援者の積極的施策を

社会保障の公費削減をねらう政府は、「要支援1」の認定者を介護保険サービスから切り離し、「市町村独自の基準と責任」で介護予防事業としておこなうことを決めました。

現在、対象となる65歳以上の高齢者は、二次予防高齢者（要介護・要支援状態にはないが、そのおそれがある）を含めると約4300人います。どのようにす

すめていくお考えですか。問し、本人の状況を把握する

「日常生活」とともに、介護予防に関する調査の結果等に基づき、対象者への個別通知や電話等により、通所型予防サービスへの参加を促すとともに、回答のない方や参加希望のない方については、主に一人暮らしや地域との交流がないなど要支援となるリスクが高い方を重点に、お年寄りの相談センターの職員等が自宅を訪

安倍政権がねらう 医療・介護の改悪